

相続財産である非上場株式が未分割である場合の議決権の取扱い

1. 相続財産である株式が未分割である場合の株式についての権利

(1) 未分割の株式の所有形態

株式を含む相続財産一般は、遺産分割が確定するまで複数の相続人の共有とされます(民法 898 条)。株式は、株式会社における社員権であり、所有権以外の財産権を複数の者が有する場合の法律関係を「準共有」ともいいますが、株式が(準)共有されている場合は、民法 264 条により、民法の共有に関する規定(民法 249 条～263 条)が準用されます。

(2) 未分割の株式についての権利の行使

相続財産である株式が未分割であり、相続人間で共有となっている場合、会社法 106 条により、株式についての権利を行使するためには、権利を行使する者を一人定め、その氏名を株式会社に通知することが必要であり、それをしなければ、株式会社がその権利を行使することに同意した場合を除き、権利行使ができません。

未分割の株式について、その権利を行使する者は、準共有されている株式の持分の過半数により決定されるものと考えます。これは、準共有されていた有限会社の持分につき、その権利行使者の決定方法を「その持分の価格に従いその過半数をもってこれを決する」とした平成 9 年 1 月 28 日最高裁判決(平成 5 (オ) 1939)の考え方を準用し、その判決における「その持分」を「その(未分割の)株式」に、「価格」を「共有者としての持ち分に相当する株数」と読み替えて適用することが合理的と考えられるからです。

なお、前述の会社法 106 条の規定は、株式会社側の同意さえあれば、複数の相続人のうちの一人が単独で議決権を行使できるようにも読めますが、このような方法による議決権の行使を違法とした平成 24 年 11 月 28 日東京高裁判決(注)があるので、注意を要します。未分割の株式について、複数の相続人のうちの一人が単独でその権利を行使する場合は、たとえ株式会社側で同意を得られる場合であっても、株主間のトラブルや株主総会の決議の有効性をめぐる争いを避けるため、前述の最高裁の判示の考え方に従って相続人間の協議により権利を行使する者を選定すべきと考えるのが無難といえます。

(注)この判決では、「株式会社が当該権利を行使することに同意した場合」における株式についての権

利の行使は、「会社側の同意さえあれば、準共有状態にある株式について、準共有者中の一名による議決権の行使が有効になると解することは、準共有者間において議決権の行使について意見が一致していない場合において、会社が、決議事項に関して自らにとって好都合の意見を有する準共有者に議決権の行使を認めることを可能とする結果となり会社側に事実上権利行使者の指定の権限を認めるに等しく、相当とはいえない。」と結論づけています。

2. 【事例】未分割株式についての議決権行使の方法

【問】被相続人甲は、X 株式会社(X 社)の株式 600 株(普通株式)を遺して亡くなりました。甲は遺言を作成していません。甲の相続人は長男 A、次男 B、三男 C の 3 人です。X 社の発行済株式数は 1,000 株、うち被相続人甲が 600 株、後継者である A が 400 株保有していました。甲が保有していた X 社の株式 600 株について遺産分割が確定していない場合、その 600 株の株式の議決権の行使はどのように行われるのでしょうか。

【回答】前述 1 (2) より、相続人 A・B・C の 3 人は、当該 600 株につき、それぞれ 3 分の 1 ずつ持分を有しています。この 3 人のうち 2 人が合意をすれば、未分割の X 社株式 600 株について過半数をもって議決権を行使する者を選定できます。例えば、相続人のうち準共有の持分 3 分の 1 (600 株×1/3=200 株)をそれぞれ持つ B と C が合意をすれば、600 株についての過半数を制し、A の意向にかかわらず B 又は C を株式の権利(たとえば議決権)を行使する者と定めることができます。これによって B と C は、X 社の議決権総数の過半数にあたる 600 株分の議決権を有し、A を抑えて会社の経営権を握ることが可能になります。

この事例では、「相続人 A は甲の保有株数 600 株×1/3=200 株を保有し、A が相続前から所有する 400 株と合わせて 600 株保有するので、A は X 社の支配権を握れる。」と考える方も多いのですが、会社法上ではそのような定めをしていません。甲が後継者は長男 A が適任と考え、A への確実な事業承継を実現したいのであれば、生前に X 社株式を A に贈与しておくか、遺言で X 社株式を含めた財産の配分をしておく等の配慮が必要です。